

平成29年第7回横手市議会10月臨時会会議録

議事日程（第1号）

平成29年10月30日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 仮議席の指定について
- 第 2 議長選挙について
- 第 3 議席の指定について
- 第 4 会議録署名議員の指名について
- 第 5 会期の決定について
- 第 6 副議長選挙について
- 第 7 常任委員の選任について
- 第 8 議会運営委員の選任について
- 第 9 広報広聴委員会の設置及び委員の選任について
- 第10 報告第34号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第11 報告第35号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第12 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度横手市一般会計補正予算（第7号））
- 第13 委員会調査の継続の申し出について
- 第14 議会の運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について
- 第15 議員派遣の件

本日の会議に付した案件

議事日程第1号に同じ

出席議員（26名）

1 番	本 間 利 博	2 番	高 橋 和 樹
3 番	山 形 健 二	4 番	大日向 香 輝
5 番	青 山 豊	6 番	加 藤 勝 義
7 番	奥 山 豊 和	8 番	寿松木 孝
9 番	播 磨 博 一	10番	鈴 木 勝 雄
11番	立 身 万 千 子	12番	菅 原 亀 代 嗣
13番	菅 原 正 志	14番	齋 藤 光 司

15番	佐藤誠洋	16番	高橋聖悟
17番	木村清貴	18番	塩田勉
19番	佐々木喜一	20番	遠藤忠裕
21番	小野正伸	22番	佐藤清春
23番	佐藤忠久	24番	土田百合子
25番	阿部正夫	26番	菅原恵悦

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（33名）

市長	高橋大	副市長	石山清和
副市長	藤本和宏	教育長	伊藤孝俊
総務部長	小丹茂樹	総合政策部長	三浦淳
まちづくり 推進部長	高橋征徳	市民生活部長	佐藤均
健康福祉部長	佐藤亮	農林部長	佐藤誠悦
商工観光部長	小田嶋利宏	建設部長	渡部幸伸
上下水道部長	小原信美	教育総務部長	見田貞一郎
教育指導部長	高橋玲子	消防長	大石義孝
市立横手病院 事務局長	浮嶋優子	市立大森病院 事務局長	村上伸夫
総務部次長兼 総務課長	栗田律子	総務部次長兼 人事課長	佐藤雅義
総務部次長兼 秘書広報課長	辻正憲	総合政策部次長兼 経営企画課長	村田清和
まちづくり 推進部次長	加賀谷秀昭	財政課長	佐藤勉
横手地域局長	佐越和之	増田地域局長	高橋功
平鹿地域局長	國安清久	雄物川地域局長	高橋宣之
大森地域局長	長谷山達夫	十文字地域局長	高橋栄逸
山内地域局長	中村広幸	大雄地域局長	戸田勝己
選挙管理委員会 事務局長	木村互		

事務局職員出席者

事務局 長	高橋 嘉	主 幹	菊池 覚也
総務係 副主幹	菅原 ゆかり	議事調査係副主幹	小田嶋 あけみ
議事調査係 主 席 主 査	佐々木 浩之	議事調査係副主査	大 極 孝 春
議事調査係副主査	菅原 義隆	総務係 主任	横井 希望

午前10時00分 開 会

◎開会及び開議の宣告

○高橋嘉 議会事務局長 おはようございます。議会事務局長の高橋です。

本臨時会は、先般の横手市議会議員一般選挙後、初めての議会であります。

したがいまして、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員の中で鈴木勝雄議員が年長議員ですので、ご紹介申し上げます。

鈴木勝雄議員は議長席へお着きください。

よろしく願いいたします。

○鈴木勝雄 臨時議長 ただいま紹介されました鈴木勝雄です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしく願いします。

ただいまから、平成29年第7回横手市議会10月臨時議会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○鈴木勝雄 臨時議長 日程第1、仮議席を指定いたします。

仮議席はただいま着席の議席といたします。

それでは、議員懇談会開催のため暫時休憩いたします。

午前10時03分 休 憩

午前10時16分 再 開

○鈴木勝雄 臨時議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議長の選挙

○鈴木勝雄 臨時議長 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

【議場閉鎖】

○鈴木勝雄 臨時議長 ただいまの出席議員数は26人です。

投票用紙を配付させます。

【投票用紙配付】

○鈴木勝雄 臨時議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○鈴木勝雄 臨時議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

【投票箱点検】

○鈴木勝雄 臨時議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

投票の正確を期するため申し上げます。同姓の議員がおられますので、この場合、姓のみの記載は無効とさせていただきます。したがって、氏名をはっきりとお書き願います。それでは、点呼を命じます。

【点呼に応じ各員投票】

○鈴木勝雄 臨時議長 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○鈴木勝雄 臨時議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

【議場開鎖】

○鈴木勝雄 臨時議長 これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番本間利博議員及び26番菅原惠悦議員を指名いたします。両議員の立ち会いをお願いします。

【立会人本間利博議員、菅原惠悦議員立ち会いの上、開票】

○鈴木勝雄 臨時議長 選挙の結果を報告します。

投票総数26票、これは、先ほどの出席議員数に符合しております。このうち、有効投票25票、無効1票であります。有効投票のうち齋藤光司議員12票、寿松木孝議員11票、鈴木勝雄議員2票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。したがって、齋藤光司議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された齋藤光司議員が議長におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

議長に当選された齋藤光司議員から当選の承諾及び挨拶をいただきます。

ご登壇をお願い申し上げます。

【鈴木勝雄臨時議長議長席を退き、齋藤光司議長議長席に着く】

○齋藤光司 議長 ご指名ありがとうございます。

先ほど控室で申し上げたとおり、誠心誠意、一生懸命頑張っていきたいと思っております。

どうかよろしく申し上げます。

議員懇談会開催のため、暫時休憩をいたします。

午前10時35分 休憩

午後 1時17分 再開

○齋藤光司 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議長選挙に対する異議申し立て

○齋藤光司 議長 午前中の議長選挙の投票の効力に関し、塩田議員から異議の申し立てがありますので、発言を許可します。塩田議員。

○18番（塩田勉議員） 先ほど実施された議長選挙において、無効票の取り扱いについて異議を申し出るものであります。

無効となった理由は、寿松木孝議員の姓の「松」の字の漢字の書き誤りであり、名前もきちんと記載されていたと聞きます。公職選挙法では、何人に投票したか確認しがたいものを無効票とするものでありまして、無効票とされた票は明らかに有効であると思いますので、異議を申し上げるものであります。議長におかれましては、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○齋藤光司 議長 投票の効力に関する異議については、地方自治法第118条第1項の規定により、議会が決定することになっておりますので、この投票について採決いたします。

この投票について、無効と判断した1票について、氏名が判読できるため有効とすることにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 ご異議なしと認めます。よって、地方自治法第118条の規定により準用する公職選挙法第95条の規定によって当選者はくじで定めることになりました。

ここで臨時議長に交代をします。

暫時休憩します。

午後 1時20分 休憩

午後 1時20分 再開

○鈴木勝雄 臨時議長 それでは、議事を再開します。

◎議長の再選挙

○鈴木勝雄 臨時議長 くじの手続について申し上げます。

まず、くじを引く順序をくじで決め、その順序に基づいて当選人を定めるくじを引いていただくことにいたします。

以上、ご了承願います。よろしいですか。

【「はい」と呼ぶ者あり】

○鈴木勝雄 臨時議長 それでは、寿松木孝議員、齋藤光司議員の登壇を願います。

【8番（寿松木孝議員）、14番（齋藤光司議員）登壇】

○鈴木勝雄 臨時議長 まず、くじを引く順番をお決め願います。

【「はい」と呼ぶ者あり】

○鈴木勝雄 臨時議長 同時に。

【寿松木孝議員、齋藤光司議員、同時にくじを引く】

○鈴木勝雄 臨時議長 ただいまのくじの結果、寿松木議員が先にくじを引いてもらいます。よって、寿松木議員、くじをお引き願います。

【寿松木孝議員、くじを引いた後、齋藤光司議員くじを引く】

○鈴木勝雄 臨時議長 齋藤議員が当選のくじを引かれました。よって、齋藤議員が議長に当選されました。よって、議長選挙の結果を終わります。

ただいま議長に当選された齋藤光司議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

議長に当選された齋藤光司議員から当選の承諾及び挨拶をいただきます。

ご登壇をお願いします。

【鈴木勝雄臨時議長議長席を退き、齋藤光司議長議長席に着く】

○齋藤光司 議長 改めて皆様に御礼を申し上げます。

こういう形の中でのそれこそ当選という形は、私の人生上、初めての経験でありますし、非常に、逆に身が引き締まる思いであります。責任の重さを痛感し、重く心に受け止め、一生懸命頑張りたいと思います。

何とぞよろしくお願いをします。ありがとうございました。

議員懇談会開催のため、暫時休憩をいたします。

午後 1時25分 休憩

午後 1時39分 再開

○齋藤光司 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議席の指定

○齋藤光司 議長 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。議席番号と氏名を職員に朗読させます。

○菊池覚也 議会事務局主幹 それでは、議席番号とお名前を読み上げます。

1番本間利博議員、2番高橋和樹議員、3番山形健二議員、4番大日向香輝議員、5番青山豊議員、

6番加藤勝義議員、7番奥山豊和議員、8番寿松木孝議員、9番播磨博一議員、10番鈴木勝雄議員、11番立身万千子議員、12番菅原亀代嗣議員、13番菅原正志議員、14番齋藤光司議員、15番佐藤誠洋議員、16番高橋聖悟議員、17番木村清貴議員、18番塩田勉議員、19番佐々木喜一議員、20番遠藤忠裕議員、21番小野正伸議員、22番佐藤清春議員、23番佐藤忠久議員、24番土田百合子議員、25番阿部正夫議員、26番菅原惠悦議員。

○齋藤光司 議長 ただいま朗読したとおり議席を指定しました。

◎会議録署名議員の指名

○齋藤光司 議長 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番本間利博議員、2番高橋和樹議員を指名いたします。

◎会期の決定

○齋藤光司 議長 日程第5、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定をいたしました。

◎副議長の選挙

○齋藤光司 議長 日程第6、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

【議場閉鎖】

○齋藤光司 議長 ただいまの出席議員数は26人です。

投票用紙を配付させます。

【投票用紙配付】

○齋藤光司 議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

【投票箱点検】

○齋藤光司 議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

投票の正確を期するため申し上げます。同姓の議員がおられますので、この場合、姓のみの記載は無効とさせていただきます。したがって、氏名をはっきりとお書き願います。点呼を命じます。

【点呼に応じ各員投票】

○齋藤光司 議長 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

【議場閉鎖】

○齋藤光司 議長 これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番高橋和樹議員、25番阿部正夫議員を指名いたします。両議員の立ち会いを願います。

【立会人高橋和樹議員、阿部正夫議員立ち会の上、開票】

○齋藤光司 議長 選挙の結果を報告します。

投票総数26票、これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票25票、無効投票1票であります。有効投票のうち小野正伸議員21票、立身万千子議員4票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。したがって、小野正伸議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された小野正伸議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

副議長に当選された小野正伸議員から当選の承諾及び挨拶をいただきます。

ご登壇願います。

【小野正伸 副議長登壇】

○小野正伸 副議長 ただいま副議長に選任いただきました新政会の小野正伸でございます。

大役を仰せつかり、大変身の引き締まる思いでございます。

今後は、円滑な議会運営はもちろんですが、議長をサポートし、横手市議会の総合力が発揮できるように誠心誠意務めさせていただきますので、今まで以上のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

本日はまことにありがとうございました。

○齋藤光司 議長 会派代表者会議開催のため、暫時休憩をいたします。

午後 1時56分 休憩

午後 2時50分 再開

○齋藤光司 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎常任委員の選任

○齋藤光司 議長 日程第7、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、4番大日向香輝議員、6番加藤勝義議員、16番高橋聖悟議員、18番塩田勉議員、19番佐々木喜一議員、20番遠藤忠裕議員、21番小野正伸議員、24番土田百合子議員、26番菅原恵悦議員、以上9人を総務文教常任委員に。

2番高橋和樹議員、3番山形健二議員、5番青山豊議員、8番寿松木孝議員、11番立身万千子議員、14番齋藤光司議員、17番木村清貴議員、22番佐藤清春議員、25番阿部正夫議員、以上9人を厚生常任委員に。

1番本間利博議員、7番奥山豊和議員、9番播磨博一議員、10番鈴木勝雄議員、12番菅原亀代嗣議員、13番菅原正志議員、15番佐藤誠洋議員、23番佐藤忠久議員、以上8人を産業建設常任委員に、それぞれ議長が指名をいたします。

◎議会運営委員の選任

○齋藤光司 議長 日程第8、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、2番高橋和樹議員、8番寿松木孝議員、10番鈴木勝雄議員、12番菅原亀代嗣議員、13番菅原正志議員、15番佐藤誠洋議員、17番木村清貴議員、18番塩田勉議員、20番遠藤忠裕議員、26番菅原恵悦議員、以上10人を議長が指名いたします。

◎広報広聴委員会の設置及び委員の選任

○齋藤光司 議長 日程第9、広報広聴委員会の設置及び委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、議会だよりの編集や発行、議会報告会の企画・運営など、広報広聴機能の充実を図ることについて、委員会条例第6条の規定による特別委員会として、14人の委員で構成する広報広聴委員会を設置いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件については、特別委員会として14人の委員で構成する広報広聴委員会を設置することに決定いたしました。

ただいま設置されました広報広聴委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、1番本間利博議員、3番山形健二議員、4番大日向香輝議員、5番青山豊議員、6番加藤勝義議員、7番奥山豊和議員、9番播磨博一議員、11番立身万千子議員、16番高橋聖悟議員、19番佐々木喜一

議員、22番佐藤清春議員、23番佐藤忠久議員、24番土田百合子議員、25番阿部正夫議員、以上14人を議長が指名いたします。

常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 2時57分 休憩

午後 4時35分 再開

○齋藤光司 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○齋藤光司 議長 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

◎市長挨拶

○齋藤光司 議長 市長から挨拶があります。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 お疲れさまでございます。

今月23日に市長に再び就任し、最初の議会を迎えるに当たり、若干のお時間をいただいて挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、先般の市議会議員選挙においてご当選なされましたことに心からお喜びとお祝いを申し上げます。

このたび、市長選挙におきましては、私も多くの市民の皆様からさまざまなご意見を頂戴し、市政を担わせていただくことになりました。再びこの横手市のかじ取り役という大役を与えていただき、大変光栄であると同時に、改めてその責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いであります。市民の皆様からいただいた信頼と期待をしっかりと受け止め、全力で4年間の職務に励んでまいります。

議会は市民の皆様が選挙で選んだ代表で構成される議決機関であり、議会と執行部は市政発展のため議論を尽くし、ともに歩みを進めていかなければならないと考えております。これまでの4年間で踏まえ、さまざまな意見や提案を真摯にお聞きし、また、情報の共有や対話に努め、皆様のご協力をいただきながら、活力あるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。今後も格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

郡市一体の合併から12年、横手市が一丸となって進む横手創生は、いまだ道半ばにあると感じております。私は、議会や市民の皆様と協力しながら地域の特色や魅力を発掘し、発信し、この横手創生を実現するため、積極果敢に挑戦してまいりたいと考えております。愛する横手がこれからも夢と希望を持って暮らしていけるまちにすべく、皆様と邁進していく決意でございます。

なお一層のご指導、ご鞭撻をお願いいたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願

い申し上げます。

◎各委員会正副委員長の報告

○齋藤光司 議長 ご報告いたします。

先ほど開催されました各常任委員会及び議会運営委員会並びに広報広聴委員会において、正副委員長が決定いたしましたので、ご報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、菅原恵悦議員、副委員長、加藤勝義委員、厚生常任委員会委員長、高橋和樹委員、副委員長、青山豊委員、産業建設常任委員会委員長、菅原正志委員、副委員長、本間利博委員、議会運営委員会委員長、遠藤忠裕委員、副委員長、鈴木勝雄委員、広報広聴委員会委員長、奥山豊和委員、副委員長、佐々木喜一委員、以上のとおりであります。

監査委員から、例月現金出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

◎報告第34号の上程、説明、質疑

○齋藤光司 議長 日程第10、報告第34号専決処分の報告について報告を求めます。

健康福祉部長。

○佐藤亮 健康福祉部長 ただいま議題となりました報告第34号専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

本案は、車両事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定により本議会に報告するものでございます。

議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

地方自治法の規定により、専決第35号として平成29年9月25日付で専決処分したものでございます。

内容でございますが、事故の発生日時は、平成29年7月14日金曜日、午前11時50分ごろでございます。

発生場所は、横手市安田字越廻71番地、横手警察署駐車場で、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、健康福祉部健康推進課の非常勤職員が駐車場内での献血業務を終了した後、公用車を駐車場の停車位置から発進させた際に、右側から進行してきた相手方車両と接触し、相手方の車両の左ドア中央部を損傷させたものでございます。

過失の割合は、市側が70%、相手側が30%でございます。

損害賠償額が10万9,900円ございまして、全額を全国市有物件災害共済で対応しようとするものでございます。

公用車の運転につきましては、機会あるごとに注意喚起をしておりましたが、このように左右確認の注意を怠るといふ事故が起こってしまったことにつきましては、改めておわびを申し上げ、ご報告とさせていただきます。

まことに申しわけございませんでした。

○齋藤光司 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

これで、報告第34号の報告を終わります。

◎報告第35号の上程、説明、質疑

○齋藤光司 議長 日程第11、報告第35号専決処分の報告について報告を求めます。

教育総務部長。

○見田貞一郎 教育総務部長 ただいま議題となりました報告第35号専決処分の報告についてご説明いたしますので、議案書の3ページをごらん願います。

本件は、地方自治法の規定により、損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて専決処分しましたので、報告するものでございます。

内容であります。4ページの専決第37号専決処分書をごらん願います。

事故の発生日時は、平成29年9月20日、午後3時21分ごろであります。

事故の発生場所は、横手市大雄字藤巻西10、横手市立横手明峰中学校敷地内であります。

被害者の方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、横手明峰中学校が設置していた立て看板が強風により吹き飛び、中学校敷地内に駐車していた相手方車両の左側後輪部分に衝突し、損傷させたものであります。

損害賠償額は25万円で、全額、全国市長会学校災害賠償補償保険で対応するものであります。

今回の事故は、屋外に設置した立て看板の固定が、強風に対する対策として不十分であったために発生した事故であります。このような事故が発生しましたことについて、改めておわび申し上げます。看板等の設置や各施設の安全対策については、今後さらに徹底を図ってまいります。

まことに申しわけございませんでした。

○齋藤光司 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

これで、報告第35号の報告を終わります。

◎承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○齋藤光司 議長 日程第12、承認第10号専決処分の承認を求めることについて（平成29年度横手市一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第10号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を

省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第10号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。総合政策部長。

○三浦淳 総合政策部長 ただいま議題となりました承認第10号専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開き願います。

本件でございますが、平成29年9月28日の衆議院の解散によりまして、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行が平成29年10月22日と決定されたことから、速やかなる選挙事務執行のため、平成29年9月28日付で、平成29年度横手市一般会計補正予算（第7号）につきまして、地方自治法の規定に基づき専決処分をいたしましたので、本議会に報告いたしまして、承認を求めようとするものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,170万円を追加いたしまして、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ537億5,942万円に定めたものでございます。

それでは、歳入歳出の主な内容についてご説明を申し上げます。初めに、歳出からご説明申し上げますので、9ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款総務費、4項選挙費、5目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費に5,170万円を計上したものでございます。

続いて、歳入でございますが、前のページに戻りまして、8ページをごらんいただきたいと思います。

15款県支出金、3項県委託金、1目総務費委託金で衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費委託金として歳出と同額の5,170万円を計上したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番。

○7番（奥山豊和議員） 引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

総選挙が急に決まりまして、2週連続開票作業に当たられた多くの職員の皆様にまずご慰労と敬意を表したいと思います。

1点聞きたいのが、期日前投票についてでございます。市長選、市議選が行われていた期間に総選挙が公示となりまして、私たちの活動期間と若干重なったわけですがけれども、10月11日から21日、総選挙の投票日の前日です、この期間の期日前投票の会場が本庁舎のみであったということです。普通に考えれば、市長選、市議選の期日前投票にいらっしゃった方々が一緒に衆議院のほうも投票できれば大変便

利なわけですが、なぜこういう期日前投票の会場がこういうことになったのか、その理由とあわせてこの期日前投票の場所を設置する基準、どういう根拠があって本庁舎のみにしたのかということをお答えをお願いします。

○齋藤光司 議長 選管事務局長。

○木村互 選挙管理委員会事務局長 ただいま議員からご質問がありました件についてお答えしたいと思います。

まず、期日前投票所を市長市議選挙と衆議院選挙が重なる部分については、本庁舎のみであったことについてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、1点としましては、市長市議選挙と衆議院選挙の投票用紙を取り違えて投票した場合、有権者の大切な票が無効になるということからでございます。市長選挙と最高裁国民審査の投票用紙が同じウグイス色だということで混乱を招かないようにということが1点。

もう一点につきましては、横手市長市議選挙と衆議院選の投票ができる方が必ずしも一致しないということであるため、投票に来られた方が混乱しないようにということを考えて1カ所に絞ったものでございます。

また、事務方としましては、9カ所の期日前投票所を開設しての15日の市長市議選挙の開票事務というふうなことになる場合、何かトラブルがあった場合の対処が難しいというところもございまして、そのような取り扱いをさせていただいたところがございますけれども、一義的には先ほど申し上げましたように、市民の方々、有権者の方々の票が無駄にならないように、できるだけ間違いのないようにということを考えて1カ所に絞らせていただいたところでございます。

また、期日前投票所の設置についてでございますけれども、公職選挙法上、設置する場合は、選挙期間を通して1カ所は必ずフルオープンしていなければならないというような規定がございます。ですので、市長市議選挙の場合は、最初から9カ所を開設しておりますけれども、公職選挙法上は最低1カ所は開いていなければならないというようなことがございますので、その部分を生かしまして先ほどの有権者の混乱を招かないようにということとあわせて、期日前投票所につきましては、衆議院につきましては、前半は本庁舎のみとさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○齋藤光司 議長 7番。

○7番（奥山豊和議員） 混乱しないように、そのとおりですが、要は仕切るなりして、1回市長選、市議選に投票した方が1回出る形でもう一回入ってもらうとか、やりようはあるのかなと思います、別のフロアにするとか。設置基準について、必ず1カ所フルオープンにしなきゃいけないという理由だと言いますが、だからほかの地域で両方期日前投票をやってはいけない理由ではないわけですよね。投票率向上、こういう突発的なことが起こって、本当にご苦労なことだとは思いますが、投票率をいかに上げていくのかということも選管の仕事の一部としてあると思うんですが、繰り返しになりますが、

普通に考えれば両方できたほうがいいに決まっているわけであって、にもかかわらず混乱するとか、間違い、1票を無駄にしたくないという理由で、しかも横手本庁舎1カ所のみにしたというのは、これ実際市民の方の声なんですけれども、「何でも横手かよ」という意見がありました。何でも本庁舎にすればいいのかと。であるならば、ショッピングセンターであるとか、秋田県は日本一期日前投票が多かったという、この間の総選挙のデータがあるようですから、例えば西部とか南部地区、東部地区にショッピングセンターにそれぞれ期日前投票所を設けるだとか、投票率向上のための方策というのはあると思います。今後も衆議院というのはいつ選挙あるかわかりませんので、またこういう事例は発生すると思うんですけども、投票所のあり方、期日前投票のあり方について、まず今後の方向性、より投票しやすい利便性を高めるためにどういうことを考えていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

○齋藤光司 議長 選管事務局長。

○木村互 選挙管理委員会事務局長 ただいまご質問がありました件についてでございますけれども、投票率の向上につなげるのはもちろんこちらのほうの役目でありまして、できるだけ投票しやすい環境に努めるのは義務であるというふうに考えてございます。確かに今回、直接、間接あわせまして、なぜ各地域局のほうでは前半、期日前投票ができないんだというふうなご意見も頂戴いたしました。そういう点につきましては、今後の検討課題というふうに考えているところでございます。

また、南部、西部の地区のショッピングセンターという話も今ご意見いただきましたけれども、昨年度、実は2つのショッピングセンター、南部、西部のほうに可能性としましてご意見を頂戴したところでございます。片方のショッピングセンターにつきましては、場所的などころからいって、無理だというふうなことでお断わりをされた経緯がございます。もう一カ所につきましては、協力的なご意見をいただきましたが、ただし、ただいまイオンの期日前投票所を設置したような形で、単なる増設するというような形になりますと、なかなか事務方の都合になってしまうかわかりませんが、なかなか管理が難しいというふうなところもございまして、また、一部庁舎を改築するというような計画もある中で、一旦そちらのほうに期日前投票所を移設した後に、また例えば新しい庁舎に戻すとかとなった場合には、また有権者の混乱を招くおそれがあるというようなことも踏まえまして今回はちょっと見送らせていただきましたが、今後の検討課題として何とかショッピングセンターでも、短期間でもできる方法はないかということで、今後また課題として検討させていただきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○齋藤光司 議長 ほかに質疑ありませんか。

2番。

○2番（高橋和樹議員） お疲れさまです。

事務局長いらっしゃいますので、あえてお伺いします。

2週に続く投開票ということで、大変ご苦労されたかと思います。15日の投開票の市長選、市議選のマスコミ報道もありました。それから、議会にも報告ありました。その報告書を見させていただきました。

たが、私的にはちょっと腑に落ちない部分がある。一言、ここの場で何かあってもよろしいのではないかなと思うんですが、局長の立場からお願いします。

○齋藤光司 議長 選管事務局長。

○木村互 選挙管理委員会事務局長 冒頭、15日の投開票の際に、一部新聞のほうに報道がありました件につきましてはお騒がせしたところで、大変申しわけございませんでした。この場をおかりしましておわび申し上げたいと思います。

ただ、私と申しますか、選挙管理委員会事務局としましては、過去2回、市長市議選において集計ミス等がありまして、三度目の正直ということで、今回はミスのないようにということで、それを重点に置いて、やり方も変えながら工夫して取り組んできたところがございます。ただ、確かに最後のところで立会人にご確認いただいた際に、票が5票、ほかの候補の方の票がまざっていたということは、こちらとしても大変重大な事案だったというふうに思っております。

しかし、一方では、まず実際には公表する数値を、固まった数値を公表する前でございましたので、私としては、間違いではありましたがけれども、ヒヤリ・ハットで止まったところではないかなというふうに認識しているところです。そのことも踏まえまして、衆議院議員の選挙の投開票のときは、できるだけ票が混在しないような形で作業を進めるような形で、手順もちょっと見直しながら取り組んできたところでした。まず、いずれ開票終了予定時間が12時30分というようなことの設定の甘さもあったのかなと思われまます。前回の選挙の際は、1時50分が開票終了予定でした。それもトラブルがあつての開票時間でしたので、今回は目標をとということも含めて12時20分ということで設定したところでしたが、結果的には時間が延びてしまいまして、いろいろなところにご迷惑をおかけしたところです。改めておわび申し上げます。

申しわけございませんでした。

○齋藤光司 議長 2番。

○2番（高橋和樹議員） 局長はさっき、市民の方の貴重な1票とおっしゃった。その気持ちがあれば、そういう間違いというのはないはずです。もう二度と発生しないように猛省してください。

以上です。

○齋藤光司 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第10号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第10号は承認することに決定いたしました。

◎委員会調査の継続の申し出について

○齋藤光司 議長 日程第13、委員会調査の継続の申し出についてを議題といたします。

本件については、厚生常任委員長、産業建設常任委員長、総務文教常任委員長、広報広聴委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり委員の任期中、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、委員の任期中、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、委員の任期中、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

◎議会の運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について

○齋藤光司 議長 日程第14、議会の運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項についてを議題といたします。

本件については、議会運営委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり委員の任期中、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、委員の任期中、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 ご異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、委員の任期中、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

◎議員派遣の件

○齋藤光司 議長 日程第15、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第160条の規定により、お手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件はお手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

◎閉会の宣告

○齋藤光司 議長 これで平成29年第7回横手市議会10月臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後 5時06分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名するものである。

横手市議会議長 齋 藤 光 司

横手市議会臨時議長 鈴 木 勝 雄

横手市議会議員 本 間 利 博

横手市議会議員 高 橋 和 樹

